

令和2年5月1日

杉並区長田中良様

「西荻窪の道路拡張を考える会」

西荻北 5-9-12 中野千枝、9-11 加川弘士・照子

9-10 丸茂年昭・明美、9-9 三田眞弓・ふさ子

9-1 原口良子・フレイビン リチャード

小平市回田町 278-6 渡邊簾・恵美子

都市計画道路補助 132 号線の用地説明会についての意見書

私たちはこの度、区が5月に予定していた用地説明会を中止にすることを知りました。新型コロナウイルス感染拡大を理由にあげ、用地説明会を延期ではなく中止にして、関係者への資料送付と個別説明に替えて済ませようとするのは、住民の立場から到底容認できません。コロナ感染の非常事態のさなかに、今なぜこんなにも急いで道路事業を進めようとするのでしょうか。行政のやり方に不信感を覚えずにはおられません。意見を提出いたしますので、5月11日までにご回答くださいますようお願いいたします。

記

1、今、私たちはいまだかつてないコロナ感染の危機に遭遇し、健康と営業と生活の不安をかかえながら日々を過ごしています。このようなときに、家の取り壊しや立ち退きの問題を、文書で送られ、ましてや個別説明に来られることは大変な苦痛を強いられません。住民が今おかれている気持ちや立場を第一に考えてやめてください。

2、都市計画法<事業の施工について周知させるための措置>の第66条には、「・・・施行する都市計画事業の概要について、事業地及びその附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるように努めなければならない。」と記されています。

その趣旨は、権利者及び付近住民へのきちんとした説明と意見聴取をすることが必要だということです。したがって、杉並区が用地説明会を資料の郵送、個別説明で代替することは、都市計画法の立法の精神に反します。

道路は街と住民みんなにかかわる問題です。住民みなが等しく説明を受け意見を出し合うことは住民の権利でもあるのですから、公の集会を欠かさないでください。

用地説明会を中止にして、個別対応で済ませようとしないうこと、説明会はコロナ感染終息後に住民の参加で行うことを強く求めます。

以上